

年末年始期間の道路工事を一時中止のお知らせ

— 記者発表資料 —

宇都宮国道事務所では、年末・年始は緊急工事等を除き、管内の路上工事を中止(抑制)します。

1. 工事抑制期間

平成20年12月20日(土)～平成21年1月4日(日)

2. 対象道路(右図参照)

- 国道4号
埼玉県北葛飾郡栗橋町
～栃木県那須郡那須町
- 国道新4号
茨城県猿島郡五霞町
～栃木県宇都宮市平出工業団地
- 国道50号
栃木県足利市南大町
～茨城県結城市小田林



3. 工事抑制対象

車道の車線規制を伴う路上工事

【抑制対象除外工事の例】

- ①道路管理に係る緊急的な維持作業。
- ②防護柵、信号機等の安全施設に関する工事で緊急を要するもの。
- ③常設作業帯内又は未供用区間内で、現道の交通規制を伴わないもの。
- ④漏洩、破裂、破損事故等に伴うライフライン復旧工事で緊急を要するもの。
- ⑤供給又は取替工事等の真にやむを得ないと認められるもの。

対象道路:

平成20年12月19日

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

同時発表記者クラブ

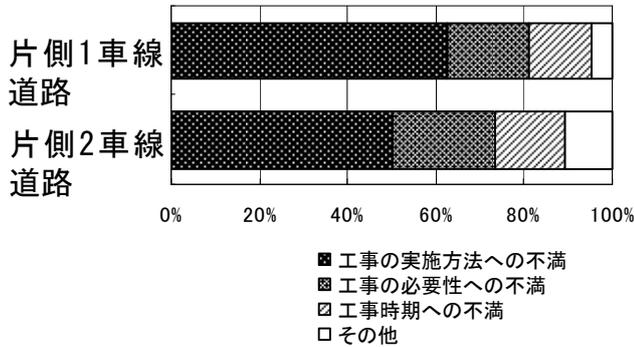
竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、
栃木県政記者クラブ、宇都宮市政記者クラブ

問い合わせ先

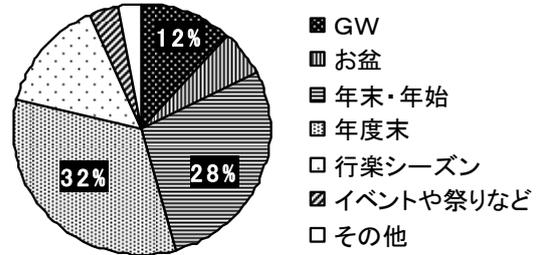
〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504
国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 (TEL 028-638-2181(代表))
副所長 山田(やまだ) 明彦(あきひこ) 管理第二課長 山本(やまもと) 洋司(ようじ)

栃木県民の皆様からの路上工事に対するアンケート調査では、年末・年始及び年度末での工事実施時期に対する不満の割合が約6割をしめる結果でした。

路上工事への不満



路上工事実施時期への不満



路上工事アンケート結果(H20.3)

皆様のご意見を基に、平成20年12月20日(土)～平成21年1月4日(日)迄の年末・年始期間は工事を中止(抑制)をします。

今後、年度末(3月期)期間においても、工事の中止(抑制)を予定しています。

現状の取り組み

栃木県内の道路管理者と電力・通信・上下水道などの企業者と連携し、路上工事の縮減や工事に対する不満解消に向けた取り組みを進めています。

＝ 現地での路上工事合同調査状況 ＝

